

【「NEXT2025」の退職に伴う健康保険についてのQ&A】\*順次追加します 2024/5/29更新

ベーシック関連

1	被保険者、被扶養者とは	被保険者＝社員、あなたです。 被扶養者＝あなたが”扶養したい”、”扶養から外したい”家族です。
2	加入できる健康保険について、それぞれのメリット、デメリットを知りたい。	健保HPIにも掲載しています「退職後の健康保険の比較」でご確認ください。  ※「NEXT2025」で早期に退職される場合、国民健康保険料においては”会社都合による退職”理由となり、 <b>保険料の軽減措置</b> がある場合があります。お住まいの市区町村役場での確認、比較をお勧めします。  <a href="https://www.omron-kenpo.org/svstem/data/etc/46/46_1.pdf">https://www.omron-kenpo.org/svstem/data/etc/46/46_1.pdf</a>
3	「任意継続保険」と「特例退職保険」の違いは何ですか？	加入目的が以下のように異なります。 ●「特例退職保険」とは 現役を引退し、今後、主として年金等で生活する方が、後期高齢者医療制度加入までの間(75歳を迎えるまで)加入できる制度です。そのため、 <b>当健保加入期間、老齢厚生年金(公的年金であって、企業年金とは異なります)受給者であること</b> 、などの加入条件があります。  ●「任意継続保険」とは 退職後、就職先が決まっている間のつなぎや、再就職を検討している方が最長2年間限定で加入できる制度です。  <a href="https://www.omron-kenpo.org/consultation/retire.php">https://www.omron-kenpo.org/consultation/retire.php</a>
4	退職後の保険は、どこに加入すると良いか？	メリット・デメリットは、全ての方に同一というわけではないため、 <b>必ずご自身で選択・判断を行ってください</b> 。  比較する際の検討ポイントの例としては、 個人・扶養家族の有無、医療機関の受診状況、退職時の標準報酬月額(任意継続保険の保険料に関連します)や前年度の収入額(国民健康保険の保険料に関連します)、国民健康保険料はお住まいの市区町村の財政状況などによっても異なります。また、人間ドックなど健保組合が提供する補助の有無や付加給付など、何を優先するのか複合的に検討ください。  なお、 <b>国民健康保険料については、「NEXT2025」の早期退職は”会社都合による退職”理由となるため、保険料の軽減措置がある場合があります</b> 。お住まいの市区町村役場での確認をお勧めします。
5	保険料の二重払いになることはないか？退職月の給与口座から引き落とされる保険料と、次に加入する保険料との関係は？	まず、健康保険料に日割りの考え方はありません。 現役の方の保険料は”後納”で、入社次の月から退職する月まで保険料が引き落とされます。 一方、退職後の保険料は”前納”です。加入される月から喪失(脱退)される月の前月まで保険料をいただきます。 したがって、会社で引き落とされた退職月の保険料は前月分の保険料であって、退職月の保険料は任意継続保険や特例退職保険でいただくことになるため、二重取りしているわけではありません。ご安心ください。  <a href="https://www.omron-kenpo.org/consultation/omron_retire.php">https://www.omron-kenpo.org/consultation/omron_retire.php</a>
6	「喪失証明書」はいつもらえるのか。	「資格喪失証明書」は喪失を証明するものなので、喪失日(退職日の翌日)以降、発送します。 お届けは所属会社から郵送されます。 ※喪失証明書を事前に発行することはできません。

7	扶養家族分の「喪失証明書」はどうか。家族分の数だけ申請しなければならぬのか。	1枚の「資格喪失証明書」に扶養家族の名前も記入されるため、申請は一度で結構です。
---	--	--

「任意継続被保険者 資格取得申請書」フォームの入力関連

1	就職するつもりだが、全く決まっていない場合どのように入力すればよいか。	<p>「再就職予定」欄を、いずれも”ブランク”にしておいてください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>再就職を予定している。または確定している場合記載願います。</p> <div style="display: flex; align-items: center; gap: 5px;"> <span>▼</span> <span>▼</span> <span>令和</span> <input style="width: 40px;" type="text"/> <span>年</span> <input style="width: 40px;" type="text"/> <span>月</span> <input style="width: 40px;" type="text"/> <span>日</span> </div> </div>
---	-------------------------------------	--

「被扶養者現況届」「子供用被扶養者現況届 兼 同意書」共通の記入関連

1	被扶養者との同居・別居を確認する項目において、これは”現時点”または”任意継続保険加入以降”、のどちらで記入すればいいのか。ちなみに現時点では単身赴任中、退職後は同居する場合。	”任意継続保険(または特例退職保険)加入以降”、を記入ください。(単身赴任は会社指示によるもののため、退職後での単身赴任はあり得ません。退職後も別居されるのなら自己都合による”勝手別居”です。)
---	--	---

「子供用被扶養者現況届 兼 同意書」の記入関連

1	夫婦共働きですが、退職するにあたり自身が扶養している家族はどのようにすればいいですか。	<p>ご自身の失業手当(失業保険)と配偶者の収入を比較し、今後の収入の多い方に扶養をしていただくことになります。収入がご自身の方が多ければ、異動届を申請書と共に会社に提出してください。配偶者の方が多ければ、「資格喪失証明書」の発行依頼をし、受け取った後、配偶者の健康保険組合へ被扶養者認定の申請にご利用ください。</p> <p>※ご参考:失業保険(失業給付額)を自動計算する基本手当について</p> <p><a href="https://www.hwiroha.com/sitsugyou_kyuufu_keisan.html">https://www.hwiroha.com/sitsugyou_kyuufu_keisan.html</a></p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135026.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135026.html</a></p>
2	再就職先が決まっていない、再就職先が数か月以内に決まる予定、の場合で、B.(1)「あなたの年間収入見込み」欄の①給与収入(賞与含む)には、どのように記載すればいいか。	「0円」と記入ください。
3	夫婦共働きのため共同扶養の状況を記入する欄において、退職する私の収入に関する記載部分は”失業手当(失業保険)”が該当すると思うが、どのように記入すればいいのか。	<p>(1)⑦「その他の収入」欄に、予定の金額を記入ください。ちなみに、退職金は一時金であるため記入不要です。</p> <p>※ご参考:失業保険(失業給付額)を自動計算する基本手当について</p> <p><a href="https://www.hwiroha.com/sitsugyou_kyuufu_keisan.html">https://www.hwiroha.com/sitsugyou_kyuufu_keisan.html</a></p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135026.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135026.html</a></p>

4	<p>夫婦共働きで、夫婦ともにオムロングループの社員の場合、現時点では自身が子どもを扶養しているが、自身の退職を機に、退職しない配偶者に扶養を変更することはできるのか。</p>	<p>上記1.の回答同様、ご自身の失業手当(失業保険)と配偶者の収入を比較し、今後の収入の多い方に扶養をしていただくこととなります。 その結果、ご自身より配偶者の方が収入が多いと見込む場合は、以下の手続きを行ってください。</p> <p>退職するご自身が、任意継続保険(または特例退職保険)に加入されるのであれば、「任意継続被保険者 資格取得申請書」フォーム(または、「特例退職被保険者 資格取得申請書」フォーム)に入力の際、「被扶養者の認定申請」欄で以下を選択してください。</p> <p style="text-align: center;"><b>被扶養者の認定申請をしない(被扶養者は他健保に加入する) ▼</b></p> <p>フォームを印刷した後、備考欄に手書きで「退職後はオムロン健保加入の配偶者へ扶養の付け替え希望」と記入ください。 別途、必ず配偶者から扶養認定申請の手続きを進めてください。</p> <p>手続きは、オムロン健保HPの「家族が増えた・減ったとき」参照。 (税法扶養の観点では会社の手続きも必要となるため、COMPANY導入会社はCOMPANYでご確認ください。 COMPANY未導入の会社は事業主にお問い合わせください。)</p> <p><a href="https://www.omron-kenpo.org/consultation/join-leave.php">https://www.omron-kenpo.org/consultation/join-leave.php</a></p>
---	--	---

新しい保険証関連

1	<p>新しい保険証が手元に届くのはいつか。</p>	<p>申請書類等が以下のスケジュールで健保に届いた順に対応し、数回に区切りお届けします。</p> <table border="1" data-bbox="996 762 1697 933"> <thead> <tr> <th>到着日</th> <th>保険証お届け時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1弾：2024/5/24(金)までに到着 →</td> <td>7/22(月)～7/26(金)頃</td> </tr> <tr> <td>第2弾：2024/6/14(金)までに到着 →</td> <td>7/29(月)～8/2(金)頃</td> </tr> <tr> <td>第3弾：上記以降の到着 →</td> <td>8/5(月)以降</td> </tr> </tbody> </table> <p>※書類に記入漏れや不足がなく手続きできた場合に限りです。 ※保険証は、取得日(退職日の翌日)以降でなければ手元には届きません。事前にお届けすることはできません。</p>	到着日	保険証お届け時期	第1弾：2024/5/24(金)までに到着 →	7/22(月)～7/26(金)頃	第2弾：2024/6/14(金)までに到着 →	7/29(月)～8/2(金)頃	第3弾：上記以降の到着 →	8/5(月)以降
到着日	保険証お届け時期									
第1弾：2024/5/24(金)までに到着 →	7/22(月)～7/26(金)頃									
第2弾：2024/6/14(金)までに到着 →	7/29(月)～8/2(金)頃									
第3弾：上記以降の到着 →	8/5(月)以降									

2	<p>新しい保険証が届くまでに医療機関を受診したいがどうすればいいか。</p>	<p>退職日翌日以降、従来の保険証は資格がないため利用いただけません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●国民健康保険に加入予定の方 お住まいの市区町村の役所にてご確認ください。 一般的には、医療機関にて国民健康保険加入の手続き予定であることを伝え、一旦、全額自己負担し、後日、申請することで保険適用分が支給されると思われます。</li> <li>●「マイナ保険証」を既に利用中の方 医療機関にて「マイナ保険証」を利用してください。医療機関でのオンライン資格確認審査にて、新しい健康保険組合の加入情報と紐づきます。</li> <li>●「マイナ保険証」未登録者 パターン① 退職までに「マイナ保険証」を利用できるようにご登録ください。登録方法は以下URL参照。 パターン② 医療機関にて、退職後の健康保険加入手続き中であることを伝え、その月末までに新しい保険証を提示することで受診可能かどうかを聞く。 →OKなら、その対応を。 →NOなら、一旦、全額自己負担する。 (任意継続保険または特例退職保険に加入の場合、後日、当健保に立替払いの療養費支給の申請が可能。ただし、申請には医療機関から入手するレセプト(開封厳禁)+領収書等を必要とするため、申請後支給に至るまで約4か月程度の時間と手間がかかります。)(*1) パターン③ 月末までに新しい保険証が手元にないことが分かっている場合、上記(*1)と同様の対応をしてください。</li> </ul> <p><a href="https://www.omron-kenpo.org/news/news-detail.php?id=319">https://www.omron-kenpo.org/news/news-detail.php?id=319</a></p>
---	---	---